

クイックシート [溶融タイプ]と  
 ロールシート [溶融タイプ] キクライン317Hに  
 新色の『グレー』が新発売。

クイックシート [溶融タイプ]とロールシート [溶融タイプ] キクライン317Hに新色の『グレー』が新発売しました。白と黒の中間色として『グレー』がラインナップされ、溶融タイプは全14色となりました。

クイックシート [貼付タイプ] とロールシート [貼付タイプ] キクライン317に『グレー』は無いので、ご注意ください。

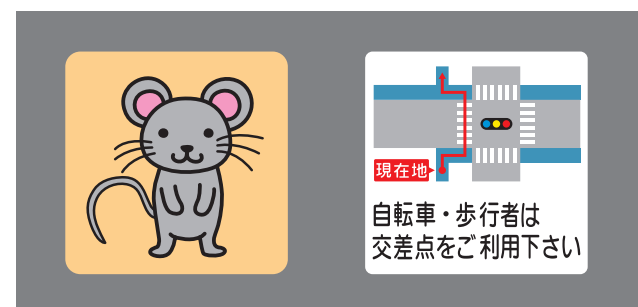


- ◎ シートデザインの幅が広がります。
- ◎ ラインナップされている他の色と配色しやすい。
- ◎ 景観色やグレーのキャラクター・イラストに最適。

景観に配慮したシートデザイン例



キャラクター・イラストのシートデザイン例



## 冬期におけるシート製品 施工上の注意点

- ◆設置路面に凍結防止剤等が残留している場合、必ず除去を行ってください。
- ◆設置路面温度が低い場合、設置路面を加熱することで、シートの接着強度が高くなります。



[発行]

サンコー企画株式会社

〒929-0447 石川県河北郡津幡町字旭山11番地2  
 Tel:076-289-6708(代表) Fax:076-289-7992  
 E-mail:sanko@sanko-kikaku.com  
 URL:http://www.sanko-kikaku.com

ご注文・お問い合わせ

月刊 SANKO NEWS 2

2022年2月号 Vol.149

SANKO サンコー企画株式会社

FREE

月刊 サンコーニュース

# SANKO NEWS

February  
 2022  
 Vol.149

2

## 路面標示を活用した『歩きスマホ』の安全対策



# 路面標示を活用した『歩きスマホ』の安全対策



## 『歩きスマホ』事故の現状

本来、スマートフォン・タブレットPCなどの携帯端末機(この後はスマホと総称記述)は、立ち止まって操作しなければ自分や周囲にとって、接触事故や転落事故など、とても危険な状況になることがあります。その原因となる、歩きながらスマホの画面を見たり、操作することを『歩きスマホ』や『ながらスマホ』と呼んでいます。

全国のスマホに関わる交通事故件数は、年々増加傾向にあります。その中で全国の『歩きスマホ』に特化した事故資料が無いので、右の東京消防庁の資料を基にお話します。

表1の年別に見ると『歩きスマホ』での救急搬送人員はおおよそ横ばいが続いています。それとは別に救急搬送されない事故件数に関しては、わからないのが現状です。しかしながらスマホをもっている人が増加していることを加味すると『歩きスマホ』の事故件数は大小の怪我を含めると減少していないと想像はできます。

表4の「発生場所別 救急搬送人員」の内訳を見ると「道路・交通施設」が総数211人中、162人(76.8%)と圧倒的に多いです。そのため「道路・交通施設」に何らかの『歩きスマホ』への安全対策を実施することが、事故件数を大きく減少させることに有効と考えられます。

「道路・交通施設」を対象とした『歩きスマホ』の安全対策の一つとして、当社の屋外路面シートを使った、『歩きスマホ』の危険性を周知する注意喚起標示や禁止標示などの設置をご提案します。

神奈川県大和市が全国初の歩きスマホ禁止条例を施行したのですが、その周知にも当社シートが使われています。詳細は右のページをご覧ください。

## 東京消防庁 管内での『歩きスマホ』事故資料

出典) 東京消防庁 2015~2019年

表1 [年別 救急搬送人員]

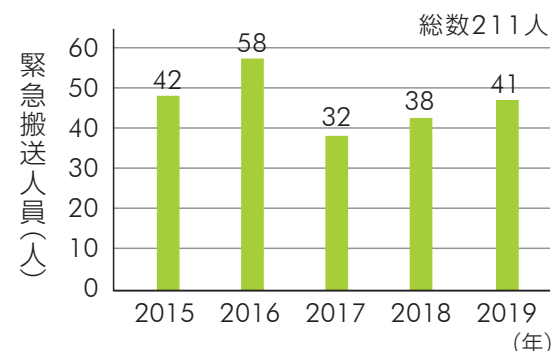


表2 [事故種別 救急搬送人員]

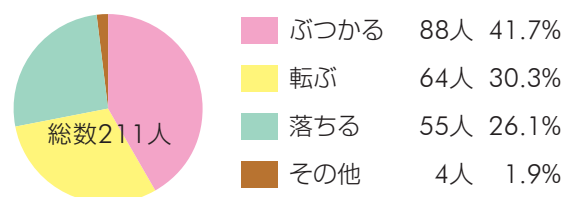
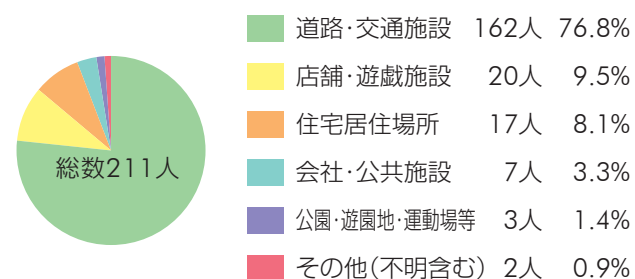


表3 [発生時動作別 救急搬送人員]



表4 [発生場所別 救急搬送人員]



## 大和市『歩きスマホの防止に関する条例』とは

『歩きスマホ』を禁止する条例を2020年7月に全国初、施行したのは神奈川県の大和市です。目的は、交通事故を引き起こす可能性のある危険な『歩きスマホ』の禁止について基本的な事項を定め、誰もが安心して快適に通行・利用できる公共の場所を確保することです。また罰則はないのですが「スマホは立ち止まって操作するもの」との意識を市民に浸透させ、『歩きスマホ』による事故を防ぐ狙いです。



パルシート 神奈川県 W600×H900mm 【PK288】

この条例を周知するため中央林間、大和両駅前に設置した『歩きスマホ』禁止の標示に当社のパルシートが採用されました。

条例制定前と制定1年後の2日間、大和市内で『歩きスマホ』の使用人数を調査した結果は条例前の6123人中の12.1%の740人から条例後の3667人中の6.6%の241人と5.5ポイント下がりました。

もちろん交通指導車や市職員の声かけや、のぼり旗設置の影響も大きく、様々な要因で『歩きスマホ』の使用人数が減少したと考えられます。

### 条例の主な内容

- 市内の道路、駅前広場、公園などの公共の場所で歩きスマホを禁止。
- スマホ等の画面を見るときは、通行の妨げにならない場所で、立ち止まって行う。
- スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、ゲーム端末これらに類する物が対象。
- 罰則はなく、市民等及び事業者は歩きスマホ防止の意識啓発など、市の施策に協力するよう努める。

## 歩きスマホ対策のシートデザイン事例



パルシート 福岡県 W450×H100mm 【PGK77】



グランシャルシート 大阪府 W1160×H1820mm 【GK96】



クイックシート W1200×H600mm